

人事院指令 9—7

令和 5 年 4 月 1 日

こども家庭庁長官 渡 辺 由 美 子 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

医療職俸給表(二)の適用について

人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 13 条第 11 号の規定に基づき、国立児童自立支援施設に勤務する心理療法士を指定する。